総合資源エネルギー調査会

省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ (第5回)

日時 令和元年9月24日 (火) 18:00~19:56

場所 経済産業省 別館2階 227各省庁共用会議室

議題 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する詳細検討②

- (1) 積立金の金額水準・単価・頻度・時期
- (2) 積立金の取戻し条件
- (3) 既存の積立てとの関係
- (4) 内部積立に関する論点

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

定刻になりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー 分科会新エネルギー小委員会太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ (第5回)を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日はご多忙のところ、また、夜遅い時間にもかかわらずご出 席いただき、まことにありがとうございます。

また、本日も、オブザーバーとして関係業界、関係機関の方々にご参加をいただいております。 オブザーバーのご紹介につきましては、お手元に配付させていただいております委員等名簿の配付をもってかえさせていただきたく存じます。

それでは、これからの議事進行については、若尾座長にお願いいたします。

○若尾座長

本日もお忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

前回の第4回ですけれども、廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する詳細検討の初回といたしまして、本日の議題にも記載がございますけれども、(1)積立金の金額水準・単価・頻度・時期、(2)の積立金の取戻し条件について、ご議論をいただきました。

今回の第5回は、前回ご議論いただいた論点の中で引き続きご議論いただくことになった点と、 それに加えまして、新たな(3)既存の積立てとの関係、(4)内部積立に関する論点について ご議論いただきたいと思います。 それでは、まず事務局のほうから、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

配付資料一覧にございますとおり、議事次第、委員等名簿、座席表、資料1、太陽光発電設備 の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する詳細検討20でございます。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

それでは、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能ですので、引き 続き傍聴される方はご着席をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、早速、議事のほうに入りたいと思います。

事務局より、資料1の説明をお願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

資料1をごらんください。

めくっていただきまして、1ページ目のところ、PDFでいう2ページ目に、本日の議題である1、2、3、4という項を立ててございますので、1. 積立金の金額水準・単価・頻度・時期から順にご説明させていただきます。

2ページ目でございますが、前回ご議論いただいたこの積立金の水準・単価・頻度・時期に関して、改めて前回の整理と今回の本日の議論について整理をさせていただいております。

まず、金額の水準でございますが、新たに調達価格を決定する認定案件については、入札も含めて算定委員会において定めることでまとまっています。その上で、本日については、既に調達価格が決定されている2019年度までの認定案件の水準については、入札案件の扱いについても特に議論にありましたので、それも含めて本日ご議論いただきたいと思っております。

単価については、容量であるkWベースにすべきか、発電量に関するkWhベースにすべきか について、前回に引き続き本日もご議論いただきたいと思っております。

頻度については、前回、交付金の交付と同じ頻度にすることでまとまっておりますので、本日は議論しないとしております。

時期については、資金確保の確実性、公平性、運用・管理コストの抑制といった要素を提示させていただきましたが、それも踏まえて、同時に実現できるような積立ての時期について議論していこうという方向で座長に取りまとめていただきましたが、本日は案を具体的に提示した上で議論していただきたいと思っております。

最後に、移行認定案件についてですが、これについてはRPS制度や余剰電力買取制度など、

FIT制度から移行した案件の取扱いについては本日ご議論いただきたいと思っております。

めくっていただいて、まず水準で、既に調達価格が決定されている案件についての金額の水準 でございます。

最初の4つ目のポツまでは、前回まで配らせていただいた議論と資料について総括をしたものでして、まず社会コストを最小限にするという原則と、公正かつ公平な制度とするという意味で、一定のカテゴリーに分類して設定することが適切であること。

その上で、調達価格の決定時に想定されている資本費の5%ということについて、最も高かった2012年度40円案件については、キロワット当たり1.7万円、最も低くなっているものは、2019年度14円に対するキロワット当たり1万円相当というものについて、前回の第4回で提示した調査によると、標準的な発電設備にかかる費用としてはキロワット当たり1万円程度、コンクリート基礎であれば1.4万円で、かつ、太陽光パネルのみのリプレースのようなものの想定は、キロワット当たり0.57万円程度だったということを、前回の資料では確認をさせていただきました。

その上で、前回議論になったことを踏まえてですが、コストや廃棄等の最小限化というのは未来志向で考える。これはこのワーキングの第1回でコンセンサスをとらせていただいた原則でありますが、そういった中でリユースの促進等によりコストが低減する可能性も考慮すると、調達価格の算定において想定している廃棄等費用の水準によって、もちろん案件によってばらつきはありますが、実際の費用の相当部分がカバーされるということが考えられるのではないかというのが、前回の議論とこれまでの数字をベースとした議論ではないかと思います。

その上で、次のポツですが、実際にお金が足りなかったときはどうなるんだというような議論がありまして、改めて事務局で整理をいたしましたが、あくまで、これは第1回の資料でも提示していますが、廃棄処理の責任というのは廃掃法に基づき排出者にあると。これはこの審議会としても改めて明確に確認をしたいと思います。その上で、積立金の多寡にかかわらず、あくまで最終的に必要な資金は事業者が確保するというのが大前提であると。

そういった中で、この制度はFITというのが国民負担によって賄われているということを踏まえた、資金確保支援策であるという位置づけを改めて確認させていただいた上で、先ほどのように大半の部分については実際の費用の相当部分がカバーされているということも踏まえると、既に調達価格が決定されている19年度までの認定案件については、原則として調達価格等算定委員会による算定において想定してきた廃棄等費用を積み立てる額の水準としてはどうかと。改めてこの前提となる廃棄物処理に関するルールを確認した上で、こういった形でワーキングを通してコンセンサスがとれないかということで、事務局として整理をさせていただきました。

さらに改めて、今後、廃棄処理の実績が増えていくにつれて当該金額水準では廃棄等費用が著

しく不足することが明らかになった場合については、積み立てるべき額の水準を見直すことを検討したり、あるいは、個別の案件として廃棄処理がこの金額では見込まれないというようなことが明らかに個別にあった場合には、FIT法に基づく指導・改善命令等の措置をするということも含めて、将来の課題としてこの審議会として確認をしてはどうかというふうに、この水準については整理をさせていただきました。

以上が3ページ目の水準に関することでございます。

4ページ目と5ページ目については、これまでの議論の整理ですので、割愛させていただきます。

6ページ目については、前回もお示ししましたし、今回も改めて再掲をしましたが、今申し上げた調査結果でございます。

7ページ目も、前回提示したものと同じで、割愛させていただきます。

8ページ目、入札に関する積立ての金額水準でございます。これは前回よりも改めて具体的な 案を追加して提示をさせていただいております。

入札の案件では、落札者の調達価格は、独自に落札者が算定して札を入れた価格ですので、コストの低減効果により、実際には非入札案件に比べて調達価格は低くなっているという状況になっておりまして、調達価格等算定委が算定において想定している廃棄費用が前提となっているとは限らない状況です。他方で、廃棄処理には非入札案件と同水準の費用が一定程度、同じ時期に同じような条件であればかかるということの中で、社会コストを最小限化するためにも、一定のカテゴリー化をして設定すべきという考え方もあるということも前回議論されたと思います。

こうした中で、事務局として案を3つ、前回の議論を踏まえて提示させていただきました。 案の①というのは、前回と同様に、当該年度の非入札案件の調達価格の算定において想定して いる金額、廃棄等費用。

案の②というのは、前回議論にも少しありましたが、コスト低減水準を見越して、当該年度の 翌年度の非入札案件の調達価格で想定する廃棄等費用です。ただ、「※」印に書いていますが、 例えば今年度の入札については、来年度の非入札案件の価格というのはいまだ算定されていない ので、現時点では未定ということになります。

案③については、非入札案件の調達価格において想定している廃棄等費用を、当該年度の非入 札案件の調達価格で除して、当該入札回の入札案件の最低落札価格にすると。これは、前回もあ ったように一定の調達価格がコスト水準をある程度代表していると考えた上で、当該年度の一番 安い価格に合わせて想定する廃棄等費用を機械的に算定するというのが案③でございます。

これに応じて、ご参考までに以降11ページ目、12ページ目、13ページ目、14ページ目のほうで、

実際に入札がこれまで行われたものに合わせて、入札結果と、それに合わせて各ページの「参考」 というところに、今申し上げた案の①、②、③というのを適用した場合の価格というのを入れて おります。

例えば11ページ目のところで言うと一番最初の入札、2017年度の第1回の入札で言えば、参考の①のところで、17年度の場合は、非入札案件の調達価格は21円/kWhだったので、その算定時に想定したものは1.3万円/kWで、10年回収だとすると0.99円/kWhとなりまして、②番というのはこの翌年度、2018年度の非入札案件の調達価格を想定した形でやると1.2万円/kWとなりまして、③番というのは、この図にもあるように一番安い最低落札価格というもので按分したときの金額として、1.1万円/kWとなるということです。

これの極端なケースで言うと、14ページ目のほうになりますが、最新の今年度上期の入札結果に適用した場合でございますが、同様に①番について非入札案件の価格、今回14円/kWhですので、それに応じて合わせてやると1.0万円/kWになりますし、②番目のところの翌年度の非入札案件の調達価格というのは実はまだ算定していないので、現時点では未定ということになると。

その上で、③番というのは、今年度の非入札案件の算定の1.0万円/kWをベースに最低落札価格で按分した金額ですが、この場合は10.5円/kWhが最低落札価格だったんですが、その上で、保証金を納入していないので、この青の部分がそれに当たるんですけれども、現時点で2次保証金を納付したもので暫定的に計算すると0.8万円/kWで、ただ、最終的に今年度中には認定に至るかどうかがわかりますので、今年度中にはこれに見合った形で入札案件の積立水準の金額が定まる。ただ、目安としてはこの0.8万円/kWよりも安くなることはないというようなことになるという、案の①、②、③というのを提示させていただいておりますので、ご議論いただければと思います。

その次に、単価のことです。15ページ目です。積立ての単価については、前回も議論させていただきましたが、設備容量(kWベース)に応じて定額で積み立てることが望ましいと考えられる中で、一方で、前回もご発言がありましたが、買取義務者のシステムは発電量ベースで支払のシステムを構築している中で、kWベースの積立てというのは多大なシステム改修が必要となるという意味で、社会コストの観点で課題があるという状況と、あるいは、売電収入が積立額に満たないときには差額調整が必要となるなどのシステム運用コストが大きくなるという状況です。

加えて、調達価格において想定している廃棄等費用というのは、最終的にkWhベースに換算することができるという中で、設備容量に応じて発電量も増加しているのが通常であると。さらには、前回の議論でも質問がありましたが、設備利用率が実際どうなっているのかということで、

換算しても大丈夫かということについていうと、結論から先に申し上げると設備利用率の実績の 大部分は調達価格の算定において想定していた設備利用率と同等以上になっていることが確認さ れています。

少しその説明のために次ページをめくっていただきますと、16ページ目なんですけれども、今申し上げたように、設備利用率というのが、少し複雑な図ですが、左下の図であるように、調達価格の中で想定している設備利用率が青の濃い実線になっていまして、例えば2012年度認定のところは12%であると。その上で、2012年度に実際に動いていた実績の設備利用率というのが、この2012年度のところに上にある赤の13%となっていて、2012年度認定の中で実際に2012年度に動き出したもので言うと、想定よりも実績のほうが上回っているということになります。これがストックして累積的になっているんですが、常に、少なくとも2016年度に運転開始をしたものまでは、平均としては想定している設備利用率よりも実績としての設備利用率のほうが上回っているということが確認されております。

右側の表については、全案件について上位から分布として、設備利用率が例えば上から50%までのもので言うと、設備利用率が14.3%で、大半のものは2016年度まで想定している設備利用率よりも上回っているということが確認されたということをお示ししております。

すみません、1枚戻っていただきまして、その上で15ページ目の4ポツのところですけれども、こうした観点と前回までのご指摘も踏まえると、廃棄等費用として積み立てるべき額の水準が積立て総額の目安となるように、kWh当たりの単価を設定した上で、kWhベースで積み立てることが、現状の設備利用率の実績も踏まえると適当ではないかというふうに整理をしております。その上で、余剰売電案件というのがございまして、実際には全量売電ではなくて、自家消費をした上で売電をしている案件というものもあるわけですが、その場合は設備利用率に加えて、実際に売電しているものというのは自家消費をした上でのものですので、実際それ以外の全量売電よりは設備利用率というか、売電の量というのは少ないわけですけれども、社会コストなどなども考えて、最後に書いてあるように、全量売電と同じ単価を適用することが適当ではないかと事務局としては整理をさせていただいております。

16ページ目は今ご説明させていただきました。17ページ目はこれまでの議論の整理をしたものなので、割愛をさせていただきます。

1番目の最後のところで、積立ての時期でございます。前回も観点については議論しましたが、 改めて事務局として、観点の再整理と、事務局の案として①、②、③、3つを整理しております。 積立ての時期については、まず1つ目ですが、観点を上の3つで整理していますが、放置・不 法投棄への懸念に対処する。これが本制度の趣旨であるという中では、資金確保の確実性という 観点とともに、運転維持費に対して初期にかかる資本費がかなり大きいという電源特性も踏まえて、事業者間の公平性という2つ目の観点、あるいは、システム面や契約面での管理運営コストの抑制といった観点も捉えなければならないのではないかと考えております。

2つ目ですけれども、本制度は既に稼働済みのものも含めて、全ての事業用の太陽光発電設備を対象とするということの中で、本制度の施行前に認定済み・稼働済み、こういった案件に応じて区別して積立ての時期というのを変えるということも、皆さんの議論もあったとおり一案ではありますけれども、実際には調達価格の変更を伴う変更認定というような運用もしておりまして、そういうものとの関係や、実際、施行前後における事業者間の公平性というのもある中で、また、そういった制度が複雑な形になると管理運営コストもかかるということについても、一定の配慮が必要ではないかと考えております。

あと、これは前回の事務局案に書いてなかったのですが、現行のFIT制度で認定日から、太陽光でいうと3年間の運転開始期限というのが設定されておりまして、これを超過した場合には超過期間分だけ調達期間は月単位で縮減されるというような運用になっておりまして、例えば調達期間が20年に満たない案件で、後ほど申し上げる積立期間は20年とすると、実際には積立期間が短くなってしまうというおそれもあることも留意しなければならないのではないかと考えております。

こういった中で、事務局としては具体的な案として3つ用意させていただきまして、この場で 議論させていただければと思っております。

案①というのは、一律に調達期間の終了前10年間で積み立てるという案です。

案②というのは、区別をするという案になっていまして、施行前に認定済の案件は調達期間の終了前10年間として、施行後に新規認定される案件は20年間とすると。この20年については、先ほど申し上げたような運転開始期限の縮減などとか、あとは10年と20年で事業者間の公平性が保たれているかという観点から、少し短くして例えば15年ということも考えられますが、いずれにしても施行前後の認定をしているかどうかで区別をするというのが案の②でございます。

案の③は、これも区別をする2つ目の案ではありますが、施行前後に稼働しているかどうかで区別をするというもので、施行前に稼働済の案件は終了前10年間で積み立てて、施行後に新規稼働する案件は20年で積み立てるというようなものです。これは案の②よりも実際にはシステム構築上はよりバリエーションが広がるという意味では柔軟ではあるものの、システム管理運営コストがより高まるというようなものとなっておりまして、シンプルなものにする案の①にするか、より柔軟にやる案の②、あるいは、より柔軟にする案の③にするかについては、この場で皆さんにご議論いただければと考えております。

以降、19、20ページ目は今までの議論を改めて整理をしたものでして、21ページ目については、 今のご説明のところの冒頭で少しご説明をしたように、太陽光発電設備の一般的な調達価格等算 定委で想定しているもののキャッシュフローでございまして、どちらかというと、この発電設備 の投資にかかる費用全体としては、初期投資が重くて、回収には時間がかかって、最初のころは 累積赤字が続き、後半ようやく累積赤字が解消して黒字化していくというようなものの中で、こ の積立期間をどう考えるかというご参考の資料が21ページです。

22ページ目のところは、10キロワット以上太陽光発電の認定と導入に関する案件を区別したもので、簡単に言うと、このFIT認定については最初の数年間でかなりの量の認定と導入が行われていまして、「※」印のところの一番下のところなんですが、例えば一律に後半10年で積立てを行うということと、施行時期についてはこれから議論ではあろうかと思いますけれども、例えばFIT法施行から10年たった後の2022年7月までに本制度を開始するというようなことと仮定をした場合には、後ろ10年としたとしても、件数ベースでは2018年度までに導入された案件のうち約半分が、本制度の開始から3年以内に積立てが実態としては開始されるということを改めて付言させていただきます。

以上が、積立ての時期に関する事務局の案でございます。

23ページ目、最後、移行認定案件の取扱いですけれども、これは全体との関係で言うと数が少ないんですが、10キロワット以上の太陽光発電の中には、FIT制度が開始した2012年7月1日において既に発電を開始していた案件というのがございます。具体的にはRPS制度や余剰買取制度というものなんですけれども、移行認定案件には原則として2012年度新規認定案件で適用される調達価格が適用されております。また、移行案件を適用される調達期間というのは、20年間から既に運転をしていた期間を差し引いた期間となっているというのがこれまでの制度の運用となっております。

本制度はFIT法のもとでの資金確保支援策というように位置づけている中で、こういった移行認定案件についても、原則として2012年度新規認定案件で本制度施行前から稼働している案件と同じ金額水準・単価・頻度・時期を適用することとしてはどうかと、これは社会コスト全体なども踏まえて、そうしてはどうかと考えております。

ただ、これは参考までに申し上げると、移行認定案件は一般に2012年新規認定案件よりも残存 調達期間が、既に動いていたということもあって、短いということが特徴になっておりまして、 施行時期にもよりますけれども、既に2012年度新規案件の積立開始時期に達している可能性があ ります。例えば後半10年とか、後半何年というようにしていると、そうなっている可能性がある わけですけれども、社会コストの観点から個別対応するのではなく、一律に調達期間が終了した 時点で、自然体で積立てを終了することとしてはどうかというのを事務局の案としております。

なお、いわゆる余剰買取制度というのは、基本的には調達期間を10年間とさせていただいているということもあって、かつ、それが2012年以前に既に始まっていたということもあるので、調達価格及び調達期間にそういう状況が適用されていることを考えると、当該案件の調達期間は、その大半でありますけれども、2022年6月末までに大半のものは調達期間が終了していることも改めてご紹介させていただきたいと思っております。

以上が、長くなりましたが積立金の水準・単価・頻度・時期に関するものです。

24ページ目以降は、積立金の取戻し条件に関することでございます。

めくっていただきまして、25ページ目ですけれども、積立金の取戻し条件については、基本的には大きな異論なく取りまとめられた事項をここに整理しておりまして、確実に実施されると見込まれる資料の提出を求めることと、流用を防止するための措置を講じること。そして、調達期間終了後も発電事業を継続する際には、一部を交換・廃棄するような場合にも、一定の条件のもとで積立金の取戻しを認めること。

加えて、法令の規定に基づき発電事業者以外、自治体等を想定して、発電事業者以外の者が処理をした場合には代わりに積立金を取り戻せるように措置する。ここまでは大きな異論なく取りまとめられましたが、FIT調達期間中の取扱いについては少し議論があったので、本日、改めて事務局案を整理させていただきました。

26ページ目がそれでありますけれども、あくまでFIT期間終了後も発電事業を継続して、パネルを交換・廃棄する場合には、交換前のパネルの適正処理を図りつつ事業継続を促す観点から、パネルの割合に応じて積立金の取戻しを認めるということで、合意形成をさせていただいたところです。

他方で、あくまでFIT制度でのもとでの資金確保支援策という位置づけのもとで、調達価格の算定において想定した資本費、廃棄等費用はFIT制度が適用された太陽光パネルの一度きりの廃棄等のためのものであるという中で、FIT調達期間中に生じたリスクへの対応を廃棄等費用で対処することは想定されていないと。ここは次のページに整理していますが、途中のところであれば、いわゆる損害保険などで処理をするということも含めて想定されております。

また、売電収入から積立金を差し引く方法による外部積立が可能なのは、あくまで国民負担で 支えているFIT調達期間中に限られると。その後の積増しはなかなか難しいということから、 あくまでFIT期間終了後に廃棄処理をするために必要な資金を積み立てるというのが、この制 度の本則ではないかと考えております。一般的にはパネルの寿命というのは30年程度とされてい る中で、期間中にパネル交換をするというのは限定的ではないかということを考えて、先ほども 申し上げましたが、あくまでその途中の不具合・災害等というのはメーカー保証とか保険等により事業継続ができるというようなこともあります。ということも考えると、こうした点も踏まえて、FIT調達期間中に太陽光パネルを交換して事業を継続する場合には、あくまで積立金の取戻しは原則求めないこととしてはどうかと考えております。

ただ、最後の「ただし」ですけれども、その場所における発電事業を途中で終了または縮小すると、本当に廃棄をしてそのまま続けないという場合には積立金の取戻しを求めると。それは同じようにパネルの割合に応じてやっていくし、それがすごく少ない量で繰り返しをしていくと社会コストも高まるので、パネルの割合で量が一定値を超える場合に限定してはどうかということと同じような考え方を適用してはどうかというのが、事務局の調達期間中の処理の仕方の案となっております。

27ページ目は、今少しご紹介したように、メーカー保証や途中で何か災害が起きたときなどの 損害保険の適用の実際の例を整理しましたので、参考までにお配りしております。

28ページ目は、前回議論させていただいた、調達期間終了後の積立金の取扱いについての資料を参考までに配付をしております。

29ページも同様です。

めくっていただいて32ページ目以降、これが後半に関することでございまして、既存の積立て との関係について整理をさせていただきました。

33ページ目をごらんください。太陽光発電設備の廃棄等費用については、2018年3月以前から 積立てが努力義務とされておりまして、34ページ目にありますように、2割程度ですが、既に積 立てをしている事業者というのもいらっしゃるというものについての整理が必要だということで、 33ページ目に整理をしております。

あくまで積立ての方法、水準、時期というのは事業者の判断に委ねられているため、実際の積立て状況や管理方法というのは個別の案件によって異なるものの、実際には既に積み立てられているという意味で、例えば源泉徴収方式の外部積立に移行したとしても、資金繰りについては一定程度、既に留保があるという意味では影響は少ないと考えられます。

他の用途への積立金の流用防止という観点も含めて、あくまで必要な資金を確実に確保して、 可能な限りシンプルな制度設計とするという意味では、既存の積立てがあるかないか、その程度 がどの程度かにかかわらず、基本的には原則どおり同一の積立ての時期・水準などの条件で、積 立てを求めてはどうかというのを事務局の案としております。

ただ、その上で既存の積立金の取扱いについては、源泉徴収で積み立てることを想定している 水準以上に積み立てている方もいらっしゃったりすると思いますので、そういったものについて は適正な処理がされるように、事業者において適切に管理することを求めてはどうかと考えております。

なお、最後のポツについては、後ほど出てくる内部積立に関する論点との関係では、改めて確 実な資金確保が可能と認められるのであれば、その内部積立の中でカウントさせていただくとい うことでどうかというように整理をさせていただいております。

34ページ目は、第1回で提示した資料ですので、説明を割愛させていただきます。

最後に、4番として内部積立に関する論点でございます。

36ページ目ですけれども、本制度においては、内部積立を認めることは、その条件によっては 長期安定稼働に資するような発電設備の修繕等の再投資を機動的に実施しやすくするということ が期待されます。このため、外部積立を原則としつつも、こうした長期安定発電の責任能力を担 うことが可能と認められる事業者については、例外的に内部積立を認めることも検討してはどう かと考えております。

一方で、本制度の趣旨から考えますと、もともとの放置や不法投棄に対する地域からの懸念というのはかなり高まっていると思いますので、内部積立を認める場合には、外部積立以上に確実に廃棄等費用が確保されるものに限定をしてはどうかと考えております。事業者間の公平性や社会的コストの抑制ということも踏まえつつ、明確な条件を定める必要があるのではないかと考えておりまして、大きな観点として以下の6つの項目を2つのカテゴリーに分けて、事務局として整理をさせていただきました。

大きくはその1番目と2番目のように、長期安定発電の責任能力があるということを確認できる項目。さらに、3番目から6番目のように、確実な資金確保ができることを確認できる項目という観点で、この内部積立を認める要件を設定してはどうかと考えております。

この1番目から6番目までを踏まえた大きな考え方のもと、37ページ目に具体的な要件の事務 局の案というものを整理しましたので、これをベースに本日は議論させていただければと思って おります。ここに書いてありますように、繰り返しになりますが、長期安定的に発電事業が行わ れる蓋然性が高いことが客観的に認められる事業計画等が立てられているということを前提に、 例えば以下の項目を案として要件としてはどうかと考えております。

1つ目と2つ目が、いわゆる長期安定発電の責任能力があるということを確認する方法として、 1番目にFIT認定における事業計画の発電設備が電気事業法上の事業用電気工作物、いわゆる 50キロワット以上で電気事業法上の保守義務などの義務がかかっている案件というのが1つ目の 要件です。

2つ目は、FIT認定を受ける事業計画の事業者というのが電気事業法の発電事業者に該当す

る案件として、これは設備だけではなく、発電事業者として電気事業法上の供給計画の届出等の 義務が課されているというようなものでございます。

以上が、長期安定的に稼働するということを確認する方策の案でございます。

以下のものが資金の確実な確保を確認する方法の要件の案として提示しているもので、3番目というのは、外部積立において積み立てる額の水準が外部積立以上に積立てが予定されていて、その公表に同意する案件ということです。現状の公表制度では不同意のものについては公表していなかったりするので、これについて公表するというのが1つ目です。かつ、金額水準が外部積立以上ということです。

4番目については、その各時点、例えば毎年、年ごとの単位で外部積立で当該時点に積み立てられるべき水準以上の費用が積み立てられていて、その公表に同意する案件。ただ、実際修繕等でまさに機動的に資金を活用する可能性もありますので、一時的に下回る場合には一定期間以内に再び満たせばよいというようなルールにしてはどうかというのが4番目でございます。

5番目の要件として、金融機関または会計士等により、例えば年に1回程度、定期的に積立状況について第三者が確認をしていて、資金確保の蓋然性が確認できるような案件というのを5つ目の要件としております。

さらに、最後のところですけれども、内部積立を認める条件を満たさなくなることもあろうか と思います。例えば第三者が確認することがなくなったとか、こういった場合には外部積立に速 やかに移行するということとしてはどうかと考えております。ただ、移行するに当たっては、そ の内部積立が認められた期間に積み立てられてきた廃棄等費用についてどのように扱うかという ことも、実際にはシステムを整備する上では検討しなければいけない、今後の検討課題として論 点として提示をさせていただきました。

長くなりましたが、以上が資料1でございます。

○若尾座長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑応答及び自由討議の時間とさせていただきます。

本日は、お手元にありますように、議題は(1)から(4)までございますけれども、まずは 前回の第4回に引き続きご検討いただきます(1)積立金の金額水準・単価・頻度・時期、あと (2)の積立金の取戻し条件について、ご議論いただければと思います。

ご意見、ご質問のある方はネームプレートをお立てください。順次指名させていただきます。 どうぞよろしくお願いします。

では、小野田委員、お願いいたします。

○小野田委員

どうもありがとうございました。簡単な質問をまず2つさせていただきたいと思います。

3ページの一番下のポツの「著しく不足することが明らかになった場合」についてですが、 「適正な廃棄処理が見込まれない案件についてFIT法に基づく指導・改善命令等の措置をとる こと」とありますが、具体的にこのFIT法の範囲でどういう内容が考えられるかというところ を、腹案があれば教えてほしいというのが1点目です。

あと、2つ目は8ページの3つの案についてですが、この後の説明で価格が変わるのは理解したのですが、こちらのほうでは、管理上の運営の善し悪しやそれ以外のメリット・デメリットがどこら辺にあるかというところを、もう少し詳しく教えていただきたい。

○若尾座長

いかがでしょう。お願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

まず1点目のFIT法の範囲で、3ページ目のことですけれども、まず、ここには2つのこと を書いていて、前段の金額水準では著しく不足することが明らかというのは、全体として、市場 として実は廃棄のコストが目茶苦茶かかるということが明らかになっている中で、全体としてそ のようにコストが著しくかかるということが見えてきた中で、実際に積み立てる金額が今想定し ているキロワット1万円とか、キロワット数万円というものでは全然満たないということが明ら かになっている中で、何も改善をせずに、その数年後とか10年後に制度を見直さないかというと、 さすがに幾ら資金確保策だとしても、そこはある程度水準を見直す。その場合の見直し方は、遡 及をするというよりは、その時点からできる範囲でだとは思いますけれども、その範囲でいかに 制度として見直す可能性があるということを言及してはどうかというのが前者でございまして、 後段のところは、実際には廃棄等費用というのは、例えば野立てのものなのか、斜面なのかとか、 大きさとか、配置とか、実際に都道府県によっては廃棄施設の状況というのが違う中で、個別の 案件としてこの源泉徴収の水準では足りないことが例えば個別に明らかになったときに、これは 全体の水準を制度として変えるものではなくて、内部積立も含めて適正に事業者ごとに処理をす べきではないかというようなことが明らかになったときに、そういった場合には、事業計画策定 ガイドラインに一定程度の記載をした上で、現在でも地域との共生の観点で事業者と地域住民と の適切なコミュニケーションを図ることについて努力義務となっていることに基づいてでも指導 しているというようなケースがありますので、それと同様に認定基準及び事業計画策定ガイドラ インなどを根拠にさまざまな形で指導するということが考えられるというのが、3ページ目のこ とでございます。

その上で、8ページ目のものについては管理コストという意味ではほぼ同一であると思ってお ります。実際、入札の案件というのは必ずしも件数というものは大きくないので、いわゆる社会 コストの影響というよりは、案の①、②、③という意味でいうと、案の①というのは、いわゆる わかりやすいという意味で、どちらかというと管理コストの問題というよりは、事業者の方々の 予見可能性という意味では、案の①というのは一般的には予見しやすいという意味でわかりやす い。ただ、これはすごくコスト削減に努力をしている入札の落札を頑張った方にとっては、自分 なりにはコストを削減するという努力をしている中でなかなか厳しいかもしれないというのが、 案の①のメリット・デメリットではないかなと考えていまして、案の②については、一定コスト の水準に見合ったものにしているという意味ではメリットはあるんですけれども、一方で翌年度 という金額については、例えば今年度の入札落札者については、この時点ではわからない中で、 予見ができない中で札を入れなきゃいけないという意味での事業者の予見可能性が比較的低い可 能性があるというのが、案の②のデメリットかなと思っていまして、案の③というのは、自分自 身のプライスではないにしても、かなり低い水準のコスト効率的なものに合わせた積立てという 意味では、その年度の時点でわかるという意味では一定の事業予見性があるし、ある程度コスト の自分なりの努力に見合った形で水準を設定するという意味ではメリットがあると。一方で、あ えてデメリットを言うと、そこまでの低コストな水準で本当に資金が足りるのかという議論があ るかもしれないですが、事務局としては比較的そこについては一定程度の、少なくともその水準 でできる可能性がある事業者がいるという意味では、資金の大半を確保できる可能性があるとい う意味で案の③でもそれなりに資金を確保できるんじゃないかと考えているというのが、事務局 なりの比較した案でございます。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、山下委員、お願いいたします。

○山下委員

私も今の2点についてご質問させていただきます。

1点目はページ3ですね。今、著しく不足することを考えているわけですけれども、今までの議論でも未来志向でコスト低減等は想定していきたいということだったと思います。その際に、今、資本費の5%で計算していますけれども、非常に有価物としてとれるものも多くなって、リサイクルコストも減ってきて、例えば資本費の2%程度まで落ちてきたというようなときに、安くなった場合にも見直す可能性があるのかというのが1点目です。

2点目は8ページの入札の水準ですけれども、私も今ご説明いただいたとおりだと思ってまし

て、案③の場合、最低落札価格にするかというところで、14ページの直近の19年度のものですと、 やはり2000キロワット以下とそれ以上ですと、その最低の基準というのは結構違うのかなと思っ てまして、1円、2円変わってくるようなところもありますので、最低がいいのか、例えばその 加重平均で平均をとったものがいいのか、議論の余地はあるかもしれませんが、予見性と事業者 の努力とを評価する意味では、案の③がいいのかなと思っております。

ですから、14ページのところで言うと、2000キロワット以下とそれ以上で分けたり、1個カテゴリーを追加することがあり得るのかという点です。

○若尾座長

この点はいかがでしょう。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

まず、3ページ目の価格が安くなったときに見直すかということについては、これはもともとの全体のもので、資金確保であって、あくまでお金を取り上げるわけではなく、本当に使って、余った分に関してはお返しをするというふうな制度を考えているということからすると、その場合には必ずしも金額水準を見直す必要はないんではないかというのが、現時点での事務局としての考えではあります。

後段のところのカテゴリーを分ける議論に関しては、そういった議論も可能性としてはあるかもしれないんですけれども、入札全般として、例えば入札のポットが、入札のカテゴリー自身が分かれているんであれば、それを積立てについても分けることは一定の合理性があると思うんですけれども、この割合がこのようになっているということは結果でしかなくて、競争自身は同の環境でやっているということを考えると、必ずしも分ける必要はないんではないかということで、今の事務局案は、案③というのを設定しているということでございます。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、市村委員、お願いいたします。

○市村委員

ありがとうございます。私からは2点ほどでございます。

まず、8ページ目のところで金額水準のところ、前回ちょっと入札案件について私のほうから 問題提起をさせていただきまして、具体的に検討していただきありがとうございます。結論から 申し上げると、私は案③でいいのではないかというふうに考えているところでございます。先ほ ど梶さんからもお話がありましたけれども、管理コストは特段変わらないということだとすると、 あとは何をベースに考えていくのかということかと思っていますけれども、入札案件においても 非入札案件と同じような考え方にするというのが、基本的な考え方としては筋が通っているのかなというふうに考えているところでございます。

そういう意味で申し上げると、資本費の5%ということなんですけれども、事業者は入札案件の中で資本費5%というところを何を考えるかというと、入札した価格ということになろうかと思いますので、そういう意味で入札価格の最低落札価格をベースとして、5%を考えるということは1つ合理的ではないかなと思っています。

前回もともと翌年度とすることもあるのではないかというふうにコメントさせていただいたというのは、どちらかというと翌年度の価格がいいということではなくて、その年度の価格よりは翌年度のほうが事業者の実コストに照らして資本費の5%というところに近しいからと、そういったような趣旨でございましたので、管理コストが特に変わらないということであれば、この案③という形が一番、私は合理的ではないかなというふうに考えているところでございます。

とは言え、この一番直近の価格で申し上げると0.8万円/kWということで、これが十分な水準なのかどうかと、そういったところも1つ議論はあろうかとは思います。ただ、まずは入札案件ということで事業者が努力をして価格を下げていると、そういった実態もあろうかと思いますので、そういった意識の高い事業者であれば相当程度——ここは価値判断の問題になってくるかと思いますけれども——きちんと積み立てる蓋然性というのはそれなりにあるのではないかなというふうに考えられるところでもございますので、そういう意味で結論としては案③ということでよろしいのではないかなというふうに考えているところでございます。

次、2点目でございますけれども、積立ての時期です。前回、私は、基本的には一律10年ということもあろうかと思いますけれども、新規の案件については20年ということも考えられるのではないかというふうにコメントさせていただきました。ここは薄く広くとったほうが事業者にとってのキャッシュフローへの影響が少なくなるのではないかといった観点からのコメントでしたので、あとは、先ほど申し上げているところとも重なってきますけれども、実際のコストですね。ここで案①にする場合のコスト、案②にする場合のコスト、案③にする場合のコスト、そういったところはどう変わるのかというところは少し確認をしたいなというふうに考えたところでございます。

この中で、やはり案②、案③をとった場合に、コストが大分かかるということだとすると、シンプルな案ということで、一律10年間ということでもいいかなというふうに思っているところでございますので、その点について少しお伺いできればというふうに思っております。そのほかについては、事務局のご提案で異存はないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

この点、いかがでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

その意味では、コストのかかり方というのは、どちらかというと東京電力さんのほうからご発 言いただくのがよろしいかと。

○若尾座長

では、玉田オブザーバーのほうからよろしくお願いいたします。

○玉田オブザーバー

ちょっと冒頭、すみません、この場を借りてなんですけれども、このたびは台風15号に伴う停電で、住民・企業の皆様と自治体の方々をはじめ多くの方にご不便とご心配をおかけしておりますことを、東京電力ホールディングスグループの一員として、改めておわび申し上げます。また、他電力会社様をはじめ自衛隊の皆様など多方面の方から多大な応援をいただいていることに対しまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。一刻も早い停電解消に向けて、引き続きグループの総力を挙げて全力で取り組んでまいりたいと思っております。

それで、ただいまの案①から③についてのコストに関して、私のほうからコメントさせていただきたいと思いますけれども、まず案の③と案の②なんですけれども、これは、この2つ、こういうふうに言葉で書いていただくと二文字ぐらいしか違わないということで小さな差に見えるわけなんですけれども、実はこれは案の③は同じ調達価格でも制度開始時に稼働しているか、していないか、これによって廃棄費用を差し引いた後の買取単価を分けると、こういうことになるものですから、管理運営面ですとか、例えば制度が始まってしばらくたってみてから、後から振り返った場合のわかりやすさ、こういうところを見ますと、実はこれは大きな差があると考えております。

さらに、システム改修の面から申し上げますと、今回の制度導入に伴いまして、少なくとも買取システムにおいては後半10年間の積立てに対応する仕組み、すなわち後半10年間が始まった時点で、これまで調達価格で買い取っていたものを廃棄費用を差し引いた後の単価に切り換えると、この仕組みをデフォルトで組み込ませていただくと、こういうことになるわけなんですけれども、ここにまた案②のように、その上に重ねて別の基準を参照して買取単価の切り換え時期を判定すると、このプロセスを設定しますと、これはやはりどうしても追加コストは発生いたします。

弊社の場合ですと、やはりこれを入れる、入れないで倍以上、億円単位でコストに差が出てくると、こういうことがございまして。その意味では、コスト面を踏まえますと、案①が買取事業

者としては最も望ましいと、このように考えております。

○若尾座長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○市村委員

ありがとうございます。

今のお話をお伺いすると、そういう意味では、私としては案①ということでもいいのかなと思います。メリット・デメリットというところはあろうかと思いますけれども、これは事業者さんの追加コストといった形になろうかと思いますので、そこを最小化するといった観点は必要な視点だと思いますし、案①だとしても、FITの事業者にとってあながち不合理な制度ではないと思いますので、10年ということで一律になるということでもいいのかなというふうに思いました。以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

では、松本委員、お願いいたします。

○松本委員

三宅委員のほうが先に手を挙げていらっしゃいました。

○若尾座長

では、三宅委員、お願いいたします。

○三宅委員

私からは、まず8ページで出てきていたその積立ての金額水準の案についてなんですけれども、 理由についてはいろいろな方が今おっしゃられたので、私としては③の案でよろしいかと思いま す。理由はちょっと割愛させていただいて、先ほどおっしゃられた方に同意します。

一方で、15ページのまず単価のところですか、これも以前議論しておおむね合意していると思いますけれども、kWhベースでオーケーというふうに考えます。実際に我々融資している立場にしてみると、積立ての単価がやっぱり発電量ベースで変動になることのほうが、プロジェクトや事業の資金の安定性に寄与すると、要は発電していないときに無理やりお金が取られるようなことが発生しないということは合理的であるというふうに考えますので、そういった意味ではkWhベースでいいんじゃないかと。

なおかつ、16ページにあるような設備利用率を見ても、当初想定された利用率も上がっている ということは、多分、積立金額も事業者が立てる計画よりも高く、上ぶれる可能性も結構あるの ではないかというふうに考えるという意味で、kWhベースでいいんじゃないかと思います。

19ページの積立ての時期についての今の東京電力さんのご説明も理解しました。私も、もともと薄く広くというのは実は薄く長くの意味だったんですけれども、薄く長く供給するほうが安定に資するということからすると、案①に仮にしたときに、それの変形バージョンとして、その残存期間がもし15年以上残っていたら15年というオプションも加えるぐらいの、2通りぐらいは何かメニューとして用意しておいてもできませんかというようなことを申し上げたいと思います。以上です。

○若尾座長

この件に関してはよろしいですか。追加でございますか。

○玉田オブザーバー

その意味では、今のメニューを例えば2つ作るというようなお話なんですけれども、これはやっぱりメニューを適用する場合の基準をどうするかとか、発電事業者様によって例えばそれは恣意的に選べるのかとか、いろいろ話が入ってきますと、どうしてもその判定項目というのを追加していかなければならないので、コスト面ではやはり不利にはなるということだと思っております。

○若尾座長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、松本委員、お願いいたします。

○松本委員

ありがとうございます。

まず、本積立制度につきましては、改めて、できるだけシンプルな制度にする必要があると思っております。といいますのも、私自身、最近、各地でのシンポジウムや講演会などで太陽光発電事業者の方々から質問を受けることが非常に増えております。彼らの立場からしますと、このところ制度の見直しや規制が追加的に生じてきていることや、2020年度末までのFITの抜本的な見直しが行われる中、さまざまな情報が氾濫しておりまして、太陽光事業者の中で情報の混乱が生じてきているということを切実に感じております。

そうしたことから、今回の積立て費用の単価につきましては、買取義務者は発電量に応じた調達価格の支払を前提としていますので、社会的コストの観点からkWhベースで積み立てることに賛成をいたします。資本費の5%の水準として積み立てていくとして、今後、廃棄費用が大きく不足することが明らかになった場合には、途中で積立額を見直して引き上げるということでよ

いと思います。ただ、このことは制度がスタートすると同時に、しっかりとそうした可能性もあることは周知しておく必要があると思います。

また、入札案件の金額水準につきましては、その年度の調達価格を水準とした積立金額となりますと、より低い価格で落札した事業者にとってやはり過度な負担になってしまう懸念がございますので、負担にならないように配慮する必要があると思います。そういう意味では、最低落札価格の案件をベースに按分する案③がよいと考えます。

最後に、積立ての時期でございますけれども、私は案①に賛成をいたします。やはり既設・新設ともに後半の10年間で統一したほうが発電事業者にとって混乱が生じないと考えます。また、積立ての時期を統一したほうが、管理運営する側にとってもシステム開発費用を抑えられるというお話も伺いましたし、効率的に管理・運用をしやすく、また管理のミスが生じるリスクも減らせるのではないかと思います。

以上でございます。

○若尾座長

どうもありがとうございました。 よろしいでしょうか。 では、井澤委員、お願いいたします。

○井澤委員

まず最初に、急用で大幅に遅刻いたしまして、申しわけございませんでした。 今いろいろご議論、ご説明いただきまして、ありがとうございます。

8ページ目の入札案件、積立て金額水準につきましては、先ほど市村委員もご説明されていま したような理由で、案③が合理的ではないかなと思っています。

続きまして、15ページ目の積立ての単価につきましては、前回、私も意見で申し上げたのと変わりございません。発電量ベースが一番合理的ではないかというふうに思っています。実際、私が担当しているクライアントさんでも1つの施設、発電しているクライアントさんがございますけれども、今年6月の長雨でかなり、見込みより25%ぐらい減になった、3割ぐらい減だったというふうに聞いています。

こういった月ごとの発電量の増減ということも考えると、場合によってはマイナスになってしまう可能性もあるんじゃないかと。そういったときの差額調整を不要とするというような事務上、 実務上の配慮、それから、発電事業者さんの負担ということを考えますと、発電量ベースで構築するのが一番合理的ですし、実務的ではないかと思っています。月ごとにプラスマイナスがあっても、年間を通せばそれほど年ごとに大幅な差はないのではないかと。要は、最終的に一定の積 立てがなされればいいということであるはずですので、そういう意味では月ごとにあまり負担感が変わるのは合理的でないというふうに考えます。

続きまして、18ページ目の積立ての時期でございます。こちらも前回の私の意見と変わらず、 案①が合理的ではないかと考えています。一律に調達期間の終了前10年間で積立てという考え方 はいかがかと思っています。といいますのは、もちろん先ほど東京電力の玉田様がご説明されて いたような実務上の配慮、コストといったところも考慮する必要があると思いますが、それだけ ではなくて、今回21ページ目の資料でご説明をいただきましたようなキャッシュフロー、太陽光 発電も1つの会社のビジネスと考えますと、通常、設備投資をすれば、最初はそこから得られる 収益でまずは設備投資の投資額を回収しようというのは当然の発想です。

この21ページ目の資料を見ますと、14年目に投資回収に至るとなっておりますが、さすがに最後の5年は短いにしても、途中の10年間、10年目から後半でというのは理にかなった行為ではないかなと思います。また、最終的に積立額が同額になるにしても、あまり長期に資金を拘束する、徴収されますと、その資金というのは事業者さんのほうで、当然ですけれども、ほかの用途に使うことはできません。20年間という長期にわたって資金を拘束するというのはあまり、社会経済的にも望ましいのではないのではないかなというふうに思います。

以上です。

○若尾座長

どうもありがとうございます。

これに関してはよろしいでしょうか。

では、続きまして、長峯委員、お願いいたします。

○長峯委員

ありがとうございます。

事業者の立場から幾つかご意見をと思いましたが、松本委員から、発電事業者の視点から見てもシンプルなほうがよいということを基本にして5%ベース、kWh単価で10年というようなシンプルな設計というのは望ましいというご意見をいただきまして、全く賛同いたします。ということで細かいところは省きます。

あと、取戻し条件も今ご議論の枠のうちでしたですね。取戻し条件のところで、大きな、ここで整理いただいた論点については、そのとおりであると考えております。運用の費用等で、いわゆる保守で出た不具合品の廃棄等々が運用の費用であるというのは明白だし、また、災害で残念ながら大きな被害があって設備廃止をせざるを得ない部分があって、それが大きなポーションがあれば取戻しの条件に合致するという整理もありがたく存じます。

ただ、現実にはこの間といいますか、1と0の間の0.5みたいな、要は大きな災害の被害等をベースにして、少しでももとに戻す努力をしたら、実は取り戻せなくなった等の細かい運用のところで、そのようなケースのご配慮というようなことをお願いできればと考えてございます。以上です。

○若尾座長

今の件につきまして、いかがでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

すみません、逆質問なんですが、その意味では、何か大きな災害とかである場合には、ここで 事務局案に入っているような、終了または縮小ではないケースでも取り戻せるようにするという ことを考えてはどうかということなんでしょうか。

○長峯委員

全くそのほかのものと同じ比率等々なのかどうかとか、いろんな議論はあると思うんですが、 全く対象の外というふうになるのが、若干苦しい部分がある案件が出てくるのではないかという 心配から申し上げました。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

基本的なことと、あとは例外的なそれということで言うと、例外的なことが制度上できるのか、 それはどこかで切り分けなきゃいけない中で、それを切り分けることのこの制度の目的の合理性 との関係でどうかというのは、議論が必要かなとは思ってはおります。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、大石委員、お願いいたします。

○大石委員

ありがとうございます。

先生方のお話を聞いておりますと、大体の方向性が決まっているようですので、なかなか発言 しにくい部分ではあるのですが、私としましては、国民、消費者の立場で発言させていただきま す。今後も引き続き、再エネを国民が安心して見守っていけるかどうかという視点で、この制度 をどう見るかということでお話しさせていただければと思います。

まず、皆さまの方向性でほぼ良いのかなと思うのですが、積立ての単価につきましては、発電量ではなく、施設に関するものなので、私は当初はkWhで、というふうに思っておりました。 けれども、kWhでもkWベースでも実際に積み立てる額としてはそんなに差はないという資料を出していただきましたので、ここは確実に積み立てていただくということでいいかなというふ うに思います。

それから、あとやっぱり一番気になりますのが積立ての時期ですね。18ページですが、委員の皆さまは①の後半一律でのほうが手間もかからないし、それから社会的コストの面でも効率がよいというふうにお話しされますが、やはりこれだけ災害が多くなって何が起こるかわからないというようなときに、災害が必ずその後半10年に起こるとは限らない、20年の間の最初の10年に起こることも十分にあり得るということを考えれば、少しでもそれに対する備えをしておくこと、それを社会的に開示するということで、私は案の②もしくは③の20年というのを基本にしていただきたいなというのが基本としてはあります。

ただ、社会的コストをどう見るかということがあるのは承知しております。例えば地域で太陽 光発電があった場合に、それを周りの住民が安心して受け入れられるための措置としては、ぜひ 10年一律ではなく20年というか、できるだけ早い時期から積み立てられるというほうが、消費者 の側としては信頼性を持てるかなと思いました。でも、方向としてはおっしゃる意味もわかりま すので、一律10年になるのかなと思いながら、最後、やはり気になりましたので述べさせていた だきました。

以上です。

○若尾座長

どうもありがとうございます。

では、小野田委員、お願いいたします。

○小野田委員

15ページの積立の単価の話についてですが、基本的にkWhベースで異論はないです。本日、 ご説明いただいた資料も説得力ある情報だと思っていますが、それが発電事業者の理屈等で良し 悪しを論じるのではなく、何回か申し上げていますけれども、最悪ケースを想定しながら、廃棄 の議論はしていく必要があると思っています。例えば、現在の災害の頻度からみて大いにあり得 る話だと思いますが、何かの理由で設備がとまってしまって、それが長期間動かない状況になる と、kWhベースだと積立ては発生しないわけですよね。

例えば、それが結果的に廃棄せざるを得ない状況となったときでも、それでも発電事業者がしっかり費用を払って処理しなければいけないというのが冒頭のほうでご指摘いただいた大原則だと思います。先ほどの長峯さんの災害の話も含めて、それが全体論の流れの中で整理できるのであればそれでいいと思いますが、レアケースであるけれども、起こり得る話は、廃棄に関する議論においては注意していただいたほうがいいということで、コメントさせていただきました。

○若尾座長

ありがとうございます。

何か追加はございますか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

その意味では、最後、環境省さんに補足をということかもしれないですが、確かに小野田委員がおっしゃるとおり、3ページ目に書いている5ポツ目のところですね、最初の責任は事業者にあって、積立て水準がどうこうであれ、何があっても最終的には廃棄物の処理の責任はここにある。ということは、金額の水準に位置づけられるものではなくて、大上段のそもそもの大原則にあるという意味で、実際の報告書として最終的に取りまとめるときには、それがどこに位置づけられるものかというのは改めてしっかり整理の上、位置づけたいというふうに考えております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

今井オブザーバーのほうから何か補足がございましたら、よろしくお願いします。

○今井オブザーバー

ありがとうございます。

基本的にはオブザーバーの立場ですので、皆様の議論の中で結論を出していただくということでありますが、資料に書いていただいているように、排出者の方はもちろん廃棄物処理法に関する責任がありますし、発電事業者の方は、整理して申し上げると、要は解体の委託をきちんとしていただいて、それに関する適切な費用を負担いただくと、ここは発電事業者の方が基本的にやっていただく責務があるものだと思いますので、そういう中で位置づけをご検討いただければと思っています。

○若尾座長

ありがとうございます。

では、山下委員、お願いいたします。

○山下委員

積立ての時期の18ページのところで、私も基本的には案①でよいかと思っていまして、地域の 事業者さんとお話ししてもなるべく遅いほうがキャッシュフロー的にはいいということは出てい ます。

そこで2点申し上げたいんですけれども、1個目は、10年たったときに売りたいというニーズ が結構出てくると思うんですね。売り時というか、ここまでは廃棄費用なし、ここからは廃棄費 用ありと。キャッシュフロー的には2%から3%ぐらいになると思いますけれども、それでもや っぱり売るタイミングとしては出てくると思うんですね。そのときに売る側はできるだけ高く売 りたいわけですので、こんなにもうかるよという話をして、じゃ、これぐらいで売りたいと。恐らく廃棄費用の話をしないということは売る側にとってはメリットがある話なので、廃棄費用の情報なんかをしっかりと周知するのは当然として、売買するときにも廃棄費用の話などもちゃんと入れるような情報の周知、提供の徹底というのができればと思っています。ガイドラインか何かでそういうのができるのか、方法はちょっとわかりませんけれども、その点は買う側にとってもだまされないように、その上で仕組み的にもそういうことができないようにしていくべきかと思っています。

もう一点は、先ほどの質問とちょっと重なりますけれども、後ろ10年にすると、2022年から事業を開始したような方というのはこの制度の対象になるんですか。その場合、2012年から制度、FITを当初からやった方が20年たって、それこそ廃棄の情報が割と出てきたころになると思うので、そういう意味で相場観が出てきたところから後ろ10年の買取が始まるのであれば、先ほど言ったように高過ぎるとか安過ぎるという話がどこかのタイミングで反映されていくのかなと思いますので、10年ですと、そういうふうにこれから始める方にとっては適切な水準というのが見えてくるころかなと思います。制度見直しという点にかかってくるかなと思います。

以上です。

○若尾座長

この点に関して、いかがでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

まず、ご質問という意味では、例えば2022年に制度を施行したとして、その上、2022年とか23年に運転を開始したものであれば、この案の①を採用した場合には当然、2022年に運転開始をしたので、2032年に積立てが開始されると、運転開始期限が縮まってなければですね。ということになりますということはご指摘のとおりです。

その上で、ある程度の相場観が出てきたときに、その積立水準を変えるかどうかについては、別の委員からのご質問があったようにですね。これについてはいろんな議論があって、それを変えるということはある程度、松本委員がおっしゃるとおり言っておいたほうがいいものの、一方で、ちょっとわかったぐらいで柔軟に変え過ぎると、それはそれで事業者の方々の予見可能性との関係で、逆に予見ができないという意味でやりにくいという議論があるという考え方もあるので、なので、今の事務局案としては、将来の認定についてはこれから算定委で決めますけれども、基本的にはここで想定した金額でやって、ある程度余りそうだぐらいであればあまり変えることは想定せず、どうせお返しするのでですね。その上で、あまりりにも著しく足りないというのが全体としてある場合には限定的に、だけど、それは事前にお伝えしておくという前提でかなりこ

の水準を事後的に変えることについてはあり得るけれども、限定的だということを周知するほうが大切ではないかというのが今のところの議論なのかというのが事務局としての理解でございます。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、市村委員、お願いいたします。

○市村委員

1つだけ追加で、取戻しの条件についてなんですけれども、先ほど長峯委員が例外を認める余地をというお話もあったかと思うんですけれども、私は基本的にこれはシンプルに決めていったほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。災害時の場合は例外的な場合もあり得るという、そのお気持ちはよくわかるんですけれども、仮にそれを例外的にどこまでだったらいいのかということをまた一個一個やっていくというのは多分、あまり現実的ではないと思いますので、場合によってはこの災害時の廃棄を認める割合というのが、最終的に20年たった後の廃棄を認めるので割合を少し変えてみるというのはあり得るのかもしれないんですけれども、ただ、そこは逆に言うとその限度ではないかというふうに思いますし、やっぱりシンプルに制度としては立てつけて、あまり例外、例外というふうに認めてしまうと、なかなか制度自体がワークしていかなくなってしまうと思いますので、そういう意味で言えば、基本的にはこの事務局の考え方をベースにお考えいただいたほうがいいのかなというふうに考えています。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

よろしいですか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

その意味では、事務局としてはおっしゃるとおり、正直言うとその線引きというのはものすごく難しいような気がしていて、まさにそれはある程度予見可能であって、かつ、その切り分けについて合理的だという納得感がなければいけないということであるので、例外も必要であるという議論もあるけれども、基本的には例外をなくしたほうがいいという議論もあるので、できればほかの方々もどういった議論があるということも踏まえて、どういうような考え方というのも少し議論できればなとは思います。

その意味では、事務局としてはこの案で提示しているように、基本的には調達期間が過ぎた後 についてはリプレースもある程度であるものの、この資金積立ての制度の趣旨がFIT調達期間 を通じて、最終的に最終処分をすることのために必要な資金確保という意味では、災害時であっても廃止か縮小するときであれば、この事務局案のとおり積立ての取戻しができるということをもって、大規模災害については基本的には対応し得るのではないかという意味で、事務局としてはお諮りできればなとは考えております。

○若尾座長

ただいまのコメントに関していかがでしょうか。それ以外も含めて、何か追加がございました ら、ぜひよろしくお願いします。

では、大石委員、お願いいたします。

○大石委員

すみません、先ほどの山下委員のお話を聞いて、逆にまた私はちょっと積立ての時期のところが気になって参りました。確かに10年目で何もまだ積み立てていない中で、次の事業者さんに売られるときの情報というのは本当に重要だなと思って聞いておりました。そういう意味からも、やはり本当であれば20年で積み立ててほしいと思うのですが、今の情報開示、それから、必ずその後半の10年で積み立てるということであれば、そこのところはきちんと、国であるかどこであるかわかりませんけれども、事業者さんに明示していただくということが必須の条件だなというふうに思います。よろしくお願いします。

○若尾座長

ありがとうございます。

この点はよろしいですね。

そのほか、よろしいでしょうか。

では、今井オブザーバー、お願いします。

○今井オブザーバー

1点だけ、処理業者側の立場として少し補足をさせていただきます。

入札案件のところでいろいろ議論がありまして、基本的にその案のどれにするかというのは、この委員の先生方のご意見を踏まえて判断いただくという前提の上で申し上げるんですけれども、必要な費用の水準について、前回のご議論を含めて事務局側の調査に基づいて、今の5%という水準でおおむねカバーできるということの前提の上でご議論いただいているところと認識をしていまして、入札案件の場合にその価格が若干全体としては下がるという一方で、現状どのぐらい下がっているかというのは数字としてお示しいただいた上で、検証してやっていただいていると思うんですが、要は入札案件で若干価格が下がるといった場合に、費用としてどこを削っているのかという話に結局なっていく。それは事業者によるんですけれども、廃棄・解体のところは、

我々いわゆる静脈産業の業界ではよく、古い言い方になりますが「安かろう悪かろう」という話 を言っていて、取引上、歴史的に非常に弱い立場であることが多かったと思います。

こういう場合に、当然ながら、こういう入札案件を個々に見ていただいて、現状の価格水準であれば5%ということで必要な費用をおおむねカバーできるという状態が変わらないということを確認した上で、案①から③でいろいろご議論いただくことは重要だと思うんですけれども、あくまでそこのベースのところは、今のところで5%の範囲でおおむねカバーされていることが確認されていることがベースにあると認識をして、ご議論いただければと思います。

○若尾座長

ありがとうございます。

よろしいですか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

その意味では、この入札の案件、これから新規に認定をするものですね。それこそ来年度のFITとか、来年度入札のことについては、どのように入札も含めて設定するかは、調達価格等算定委員会でご議論いただくということですので、最も限界事例という意味で言うと、今見えているのは第4回の今年度の先日公表させていただいた案件ですし、まだ見ぬ第5回のものというのが、今のルールはここでご議論いただいていた、例えば案③で言うその最低価格、認定までに至る最低の価格で按分をするというようなものであると。

その上で、これからもっとコストダウンをしていくという可能性がある中で、そこでもなお最低価格のもので合わせるのか、新たに入札だったら例えば一律でこうだとかというようなことについては、来年度以降のものについては調達価格等算定委員会で議論すると。あくまで今年度の上期、下期までの入札案件のルールをどうするかというのがここで議論させていただいているというのを、改めてこの議論の対象を確認するという意味でご説明をさせていただきます。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

そのほか、よろしいでしょうか。

大変熱心なご議論、どうもありがとうございました。

廃棄等費用の確保の確実性や、社会コストや、あと公平性ですとか、幾つもの難しいバランスをいかにとっていくかという大変難しい議論だったかと思いますけれども、これまでの議論を拝聴していますと、大体、委員の皆様の方向性といいますか、どういったバランスのとり方かというのがおおむねまとまってきているかなと思いましたので、私のほうでこれまでの議論をまとめさせていただきたいと思います。

まず、積立ての金額水準・単価・頻度・時期についてですけれども、積立ての金額水準については、既に調達価格が決定されている2019年度までの認定案件については、調達価格等算定委員会による調達価格の算定において想定してきた廃棄等費用の水準とすること。ただし、入札案件については、その額を当該年度の非入札案件の調達価格で除して、入札案件の最低落札価格を乗じた額とすることで、大きな異論なくまとまったと理解をしております。

また、積立ての単価については、余剰売電案件を含めてFIT制度のもとで売電された電気量に応じてkWhベースで積み立てること。積立ての時期については、一律に調達価格の終了前10年間で積み立てること。また、移行認定案件については、積立てを担保する制度の施行前から稼働している案件と同じ金額水準・単価・頻度・時期を適用しつつ、調達期間終了時点で積立てを終了することで、大きな異論なくまとまったかと思いますけれども、この点いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

あと、取戻しについてですけれども、FIT調達期間終了後も発電事業を継続する際は、交換・廃棄されるパネルが一部であっても一定値を超える場合には、その割合に応じて積立金の取戻しを認めること。また、FIT調達期間中は原則として積立金の取戻しを認めないこと。ただし、発電事業を終了するまたは縮小する場合で、廃棄されるパネルが一定値を超える場合には、その割合に応じて積立金の取戻しを認めることで、これに関しても大きな異論なく、その方向でコンセンサスがとれたかと思いますけれども、これもよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、これまでが議題の(1)、(2)でございますので、今回の第5回で新たにご検討いただく(3)既存の積立てとの関係、(4)内部積立に関する論点について議論を行いたいと思います。引き続きご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

では、小野田委員、お願いいたします。

○小野田委員

簡単なコメントなんですけれども、きょういただいた内容に関しては大きな異論はないというか、そういう印象を持っています。ただし、ちょっと今後の整理として結局、先ほど例えば上位概念といいますか、内部にしろ外部にしろ発電事業者が負っている責務みたいな話というのは共通であって、それで内部積立の場合と外部積立の場合で、例えばこの廃棄費用の積立てというとか、あと先ほどの取戻しとかいうところも含めて、結局、何が変わってくるのかというところを少し整理いただいたほうがいいかなというふうに思いました。

今回はあくまでも内部積立をこういう場合に認めますよというようなことの案だというふうに 理解しているんですけれども、やっぱりそれが外部積立の場合と変わる話があるのかないのかと いうところが少しクリアになったほうがいいかなというふうに思いました。
コメントでございます。

○若尾座長

これに関して、いかがでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

そういう意味では小野田委員のおっしゃるとおり、積立てが内部でも外部でも、この既存の積立てでも書いてあるように、外部積立だけれども、源泉徴収だけれども、自分でも追加的に内部の積立てをする人もあり得る、自主的にということも含めて、いずれにしても金額の多寡にかかわらず、事業者が最終的には廃棄処理に関する責任を負っているということは明らかですので、そこは先ほど申し上げたように、改めて全体を整理するときにはそれを一番の最上位概念として整理をした上で、この資金確保策としての積立制度でどのように内部も外部も既存もあるのかということは、整理をさせていただくこととは思っております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、山下委員、お願いいたします。

〇山下委員

3点、申し上げたいと思います。

1点目は、既存の積立との関係ですけれども、先ほどの議論で後半10年というのが大体整理されたと思うんですけれども、そうしてくると、事業者の積立状況の開示なんかで前半ずっと10年ゼロ、ゼロと続いて、後半積み上がってくるというのが基本パターンになると思うんですけれども、積立自体は義務化されているわけなので、早目に自分で自主的に積み立てるというのはありだと思うんですね。それをしっかりやっていますよというのをアピールしたいという方もいらっしゃると思いますので、積立ての開示方法については、義務的に積立てられているものと、自主的にこれだけのリザーブしていますよというのはあっていいのかなと思います。

2点目が36ページの内部積立の論点ですけれども、2つ目の責任ある事業運営がなされていることの具体的な要件として、37ページの電気事業法上の発電事業者に該当する案件ということでなっていますけれども、FIT上ですと例えば事業者との適切なコミュニケーションなどがガイドラインに位置づけられていて、そういうものが著しく欠けている場合には指導などが入ったりもしていると思うんですね。そういうものとはちょっと変わって、電気事業法だけの話になってくる。例えば地域の住民とコミュニケーションをとっていないとか、そういうものに対して、何かこの制度上で問題があるのか、もしくはFITそのものでやるので関係ないという話なのか、

その点が2点目です。

3点目は、同じく37ページの5)のところというか、全体なんですけれども、今までの議論ですと、基本的にはこのプロジェクトファイナンス案件のようなしっかりと確認されているものという流れだったと思うんですが、今回この資料をご説明いただいたときに、大分緩くなったのかなという印象なんですね。1)、2)は規模的な要件ですし、3)、4)については、公表を同意するのはそんなにハードルは高くないと思ってまして、要は実質5)だけが一定規模以上であれば問題なのかなと。

その上で、ちょっと三宅委員とかにもお聞きしたいんですが、5)のハードル、条件次第と思いますけれども、5)がどれぐらいのハードルになるかで、内部積立というのは別に銀行にとって特にデメリットがあるわけではないので、事業を確認してちょっと書類をつくるのであればぜひやりたいと思うのか、要は案件が急速に膨らんで、例外である外部積立ばかりになってしまったり、事業者さんでもそういうものがふえてしまうというのは、ちょっと懸念という意味でしてまして、その点、前回までの議論からすごく緩くなったように思うんですが、それは認識が誤っているのか、ちょっと自由度が、今後のことを含めて柔軟性を高めたという話なのか、コメントいただければと思っています。

○若尾座長

お願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

まず、事務局でお答えできる範囲で言うと、情報の開示については確かに現行でも情報公開の 制度をしている中で、改めてこの積立制度が行われる中でもどのようにしていくかというのは、 事務局としても検討したいと考えております。

内部積立のところは、おっしゃるとおり、地域とのコミュニケーションというのは、既にFIT制度上は努力義務になっていて、適切にやっていない場合は指導などをする対象になっているわけですが。その意味では、既にそれはあらゆるものに対して前提としている状況ではありますけれども、改めて地域との共生という意味で、ここにも位置づける必要があるかどうかについては議論が必要かもしれないなとは、ご意見を踏まえて思うところでございます。

○若尾座長

では、今の3つ目のコメントに関して、三宅委員、よろしくお願いいたします。

○三宅委員

5点目の緩んでいるところ、緩んでいるという言い方はあれなんですけれども、我々もこれが どれぐらい当初想定していたいわゆるプロジェクトファイナンス、プラスアルファどれぐらい出 てくるのか、正直ちょっとわからない部分はあります。銀行が仮に事務的に何かをするとしたら、その積立口座がもともとつくられていて、そこの口座の残高照明を銀行が年に1回発行するという。それをもとに多分、会計士なりがこれは確かにその目的として積み立てられていますねみたいな格好を確認するというようなプロセスがイメージされるんですけれども、これが、繰り返しになりますけれども、どれぐらいの案件の数とか規模が出てくるのかという、すみません、まだちょっとシミュレートできてないので何とも言えません。

これはコーポレート、いわゆる企業借入ベース、事業借入じゃなくて企業が借り入れながらプロジェクトをやっているケースにも多分これって当てはまってくるというふうに思いますので、そのときにその積立がそのプロジェクトのための積立なのかどう証明するのかとか、ちょっとわからない部分は確かにあります。

○若尾座長

山下委員、いかがでしょうか。

〇山下委員

ありがとうございます。

事務局には、そのプロジェクトファイナンスよりも大分幅を広げているという認識でよいのかというか、すごくたくさんの方が例外規定としての内部積立を申請して、管理コストの点で非常に問題になってくるんじゃないかなという懸念があるということで、どうお考えかというのを教えていただければと思います。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

管理コストの観点では、当然、一律、源泉徴収外部積立としていることとの趣旨との関係では、内部積立は、ここに書いているように一定の長期安定的に発電ができて、資金が確保できるという蓋然性があるものに例外的に限定をするという趣旨です。その上で、ただ数を減らすことが目的ではない中で、長期安定的であって、かつ資金確保の蓋然性があるということが確認できれば、必ずしも厳格に数をものすごく少なくしなければならないということではないと考えておりまして。その意味では、我々事務局としては緩くした趣旨ではなくて、この原則からひもといたらこのような要件になるのではないかという事務局案でございまして、例えば③も④も公表するかだけではなくて、ここに記載させていただいているのは、外部積立の水準以上に各時点において上回っている水準を満たしているということも含めて書かせていただいておりますので、そういったもので、かつ第三者が状況を確認して蓋然性が確認できるとすることというのは、必ずしも簡単なことではないと思いますので、皆さんのほうからこれが簡単過ぎるということであれば、どういった観点が必ずしもそうではないかということを、前向きな形でご議論いただけるとありが

たいなと思っております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、市村委員、お願いいたします。

○市村委員

ありがとうございます。

まさに今の点なんですけれども、5番目というところなんですけれども、やはり今、梶さんおっしゃっていただいたとおり、私も、要はきちんと積立てがされるかどうかというところがポイントだと思いますので、数が減るかどうかではないのではないかなと。その上で、やはりこれはこれで定性的に書いていただいているので、これ自身には異論ないんですけれども、じゃ、これをどうやって確認するのか、何まで確認するのか。

例えば一時期、直前の公表の時期になって急にお金だけ入れて、また引き出して、また入れるとか、そういったような場合も場合によっては考えられるので、それって本当に資金の確実性というか、積立てがきちんとされている評価できるのかとか、実際のところどういった要件をここで認めるかがやはりポイントではないかなというふうに思っていますので、まさに金融機関さんなり会計士さんに確認をしていただくにも、何を確認するのかというところがやはり肝になってくるのかなというふうに思っています。その上で数がふえるのであれば、それ自体はそれで問題ないと思いますので、そこが1つ大きなポイントになるのかなというふうに考えているところでございます。

その上で、すみません、あと何点か細かいところで申し上げさせていただくと、2つ目のFIT事業者が電気事業法上の発電事業者に当たるかどうかと、それは当たる場合ということなんですけれども、これは必ずしもなんですけれども、例えばSPCをつくっていて、SPCがまさにFIT事業者だと認定受けています。他方でそのスポンサー、親会社のほうが発電事業者の届出を出しているといったようなケースも、私の理解ではあるのではないかなと思っています。

そのような場合は別に、ある意味きちんと管理もできると思うので、例外として認めていいようなケースもあるのかなと思っていますので、細かいところであるんですけれども、そこら辺が、 具体的に検討していく中でどういったケースがあり得るのかといったところも検討していく必要があるのかなというふうに考えている次第でございます。

次は3番目のところですね。3番目、4番目ということですけれども、公表というところで、 ここはやはり事業者の事業計画というところもあるので、何をどこまで公表するのかというとこ ろがやはり肝にはなってくるのかなと思います。 あと、すみません、最後でございますけれども、この内部積立を認める条件を満たさなくなった場合は外部積立に移行する。これは必須だというふうに思いますけれども、その場合、やはりこれまで内部的に積み立てていたものは、基本的に積み立てられているはずですので、それは外部積立に移行する際にはその分も含めて積立てをしてもらうと。そういったことは必要になってくるのかなと考えております。

私からは以上です。

○若尾座長

どうもありがとうございます。

今の件に関してはいかがでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

1点だけですね。2点目でおっしゃった件について言うと、ここでの事務局案というのは、あくまでFIT制度上はFIT認定の認定事業者しか、我々が直接的に管理・監督する相手にはならないので、実際には今ここでの事務局案は、厳格にFIT認定における認定事業者が電気事業法上の発電事業者であることを求めるということではないかと。つまり、その実際の認定の事業者主体が電気事業法上も責任ある主体としてなっていることを求めてはどうかと考えているという案です。

実際には委託関係とか所有関係とか、いろいろな権利関係があるということは承知していますけれども、やはりそこは厳格に。実際の取引関係というのは不安定であることもあり得るので、その意味ではここでの事務局案というのは、繰り返しになりますが、FIT認定事業者自身が電気事業法上の発電事業者であることを求めると、その意味では比較的厳格な運用をすることを念頭に置いております。

○若尾座長

いかがでしょうか。

○市村委員

なるほどと思うんですけれども。あとは、これは実務的なところで、そこで例えばあまり廃棄 費用の積立てのことを考えて発電事業者の届出をしているわけではこれまではないので、そこの ところで、実際のところきちんと資金が管理できるような状態にあるにもかかわらず、これが認 められないというようなケースが生じてしまわないかなというのはちょっと懸念として思った次 第ですので、そこら辺の実態次第だと思っていますけれども、一応そう言った問題はないかだけ はご確認いただければというふうに思っています。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、井澤委員、お願いいたします。

○井澤委員

ご説明いただき、ありがとうございます。既存の積立てとの関係及び内部積立を認める場合の 条件、いずれも基本的には事務局のご提案に賛成しております。37ページ目の内部積立を認める 場合の条件ですが、5)番のところですね。ようやく会計士として私がご説明といいますか、意 見を申し上げる場になりましたので、一言申し上げたいと思います。

資金がきちんと確保されていることを金融機関または会計士等がきちんと確認するというのは、その実効性を確保するのが非常に難しいことかなというふうに思っています。例えば、その通帳を決めて、そこにきちんと毎月毎月、10年後から積み立てると、源泉徴収されている方以上の金額をきちんと積み立てて、そこから引き出す、引き出さないで、例えばそういったルールを決めたときに、会計士でも税理士でも、ほかの人間でもいいかもしれませんが、通帳を確認する、レビューするという手続を決めていただいて、そのとおりであることを確認しましたというご報告をすることはもちろん可能ではあるんですが、ただ、お金に色はありませんので、例えばその会社が実質的に債務超過だったらどうでしょうかと。そういう意味では、その通帳に一定金額が記帳されているということでは全然意味がないかもしれなくて、恐らくあまり意味がなくて、その会社の財政状態をやはり把握する必要があるんではないかなというふうに思います。

この5)番で想定されているような一定の事項を確認すると手続を決めていただいて、そのことを確認するという手続であれば、もちろん会計士、税理士、ほかの例でもこういった皆様ご案内のとおりかと思いますが、例えば再生可能エネルギーの賦課金免除をする際の会計士、税理士が一定の報告をするというような制度がございますし、我々もそういった調査を委託を受けて実施させていただくことはございます。これは、その手続自体は我々の法定監査、法定的に監査意見の提出が求められている監査そのものではございませんので、例えばそういう依頼を受けたときに、一定の手続をして報告書を出してほしいと言われたときに、それは法定監査ではない非監査業務と、監査ではあらずということで、非監査業務として別の契約を結ばせていただいて実施するということになります。

ですので、その手続を実施したからといって、財政状態が健全であるという保証には全くならない。そういう意味では、もしかしたらぐっとこの条件が狭まってしまうのかもしれませんが、 5)の一定の手続に加えまして、財政状態が健全であるという確認、これはまさに貸借対照表が 正しいということにほかならないと思いますので、会計士の法定監査を受けていると、監査意見 が適正意見が出ているというような条件を加えるということが考えられるかもしれないと思いま す。

以上です。

○若尾座長

どうもありがとうございました。 これに関してはよろしいですか。 では、長峯委員、お願いいたします。

○長峯委員

事業者の影響という意味では、大きくは37ページに整理いただいている長期安定ということに対して、既に内部に計画があれば、それが適切であれば、そのほうがフレキシブルに、さまざまな事象に対応できるんだということを目的としての内部積立。

もう一つは、もう少しテクニカルなお話になりますけれども、金融機関とのさまざまな契約が 既に存在していて、外部積立化することで、発生しないはずのリスクが発生して、余分なコスト が発生すると。これは資金の確保という意味では逆に働くというようなことも実態としてあり得 るというようなことから、例外的な内部積立はぜひ検討したいんですと申し上げてきたつもりで ございまして、それが今、今回具体的なご提案ということでご提示いただき、大変ありがたく思 っております。

やはり条件は厳しくあるべきだというご議論の中で、若干言いにくいお話ではあるんですけれども、3)、4)というように、既に今、内部のほうでさまざまな事業計画、基本的には長く安定的な計画という中で、廃棄費用の積立ての部分は、そのあるポーションということになります。それがある中で今回定まる外部積立ての水準、そのスピード感、内部積立が必ず絶対それよりも多く早く積み立てていないといけないとなると、もともとちょっとテクニカルに心配しておりました契約の変更等に影響があるのかないのかというような部分で、やはり事業者側としては心配で、変な例ですけれども、5%相当でないといけないよというところを、よく計算すると4.5だったらどうしようとか、そういう生々しい基準の適用ということについては、そもそも最初のプランが適切かということについてはなかなか難しい問題でありますが、適切なプランであれば、そういったところについてあるアローワンスというようなものがないと、この日本語だけでいきますと、これだけの条件で今やっていることが否定されてしまうというようなものが出るのは残念だなというところがございます。

1点だけ、意見として申し上げました。

○若尾座長

ありがとうございます。

これに関してはよろしいですか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

今やっていることを必ずしも否定するわけではなくて、多分それで、その水準で満たす、十分であるというふうな事業計画をなされる方もいらっしゃるであろうことは事実だと思うんです。ただ、どちらかというと、この資金確保策というのはいろいろな懸念との関係で多分、これまでもずっと議論したように、少し多過ぎる人もいるかもしれないし、少し少な過ぎる人もいるかもしれない中で、ただ、一定の予見性を持ちつつ、いわゆる地域との共生を図るために、ある種一律の原則的な外部積立の源泉徴収を原則とした上で例外的な内部積立ですので、必ずしも今の事業計画が不適切だということではなくて、この一律の制度に照らすと内部積立のルールは満たさないということは改めて、必ずしも一繰り返しますが一事業計画が不適切だということではなくて、この制度に照らして内部積立になり得るかどうかの判断材料でしかないということは、改めてここでの議論のターゲットとさせていただこうとは思います。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。

オブザーバーの方も含めて、もし何かございましたら。

よろしいでしょうか。

では、三宅委員、お願いいたします。

○三宅委員

すみません、この37ページの3)番の、あと4)番にも書いてありますけれども、「積み立てられるべき額の水準以上」というときは、これはkWhベースでやっていくので、その当該年度の終わりに幾ら積み上がるかは事前にはわからないじゃないですか。そうすると、何が水準以上なのかというのを判断するのって結局は、kWh当たり、例えば10年でやるときは0.66円相当とか、そういった表があったかと思いますが、あれをだから0.66じゃなくて、実は丸めて0.7円で計算しますとか、そういうようなことをイメージするということですか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

ここでイメージしているものはまさにおっしゃるとおりで、あくまで算定委で想定している水準などを念頭に置くということだとすると、ここで言う想定される水準というのは、非入札案件で言うと想定しているアワーの0.66円/kWhで、想定する設備利用率というのが十数パーセン

トというので行われて、そうだとすると、ここで言うと「例えば毎年」となっていますので、月 ごとというよりは、例えば年ごとで言うと、大体、換算としてはこのアワーと設備利用率で換算 された年間での積立額というのはこうなるであろうという金額との比較ということになろうかと 思います。ただ、その単位をどうするかというのも1つの議論ではあろうかと思います。

○三宅委員

承知しました。ちなみに7ページに書いてありますね。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐 そうです、はい。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

こちらに関しましても、大変有意義なコメントを多数いただきまして、どうもありがとうございます。

後半の議論に関しまして、コンセンサスがとれた部分だけ私のほうで一回まとめさせていただきたいと思います。既存の積立てとの関係についてですけれども、既存の積立ての有無にかかわらず同一の条件で積立てを求めること。また、既存の積立金の取扱いについては、適切な廃棄処理がされるように事業者が適切に扱うように求めていくことについては、大きな異論なくまとまったかと思いますけれども、この点よろしいでしょうか。

あと、内部積立に関してですけれども、長期安定発電の責任能力があって、外部積立以上に確 実な廃棄等費用の確保がなされているものに限定して、例外的に内部積立を認める方向性につい ては、特に異論がないかと思っております。ただ、内部積立を認める明確な条件については、今 回非常に多くの貴重なご意見をいただきましたので、今後それを整理していきながら、改めて議 論していく必要があるかと思いますけれども、この点に関してはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

本日は、大変熱心なご議論、どうもありがとうございました。本日の議論はここまでとさせて いただきます。

次回につきましても、本日に引き続き、廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する具体的な 論点について、詳細な検討を進めたいと思います。

それでは、次回の開催について、事務局のほうからお願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

次回のワーキンググループについては、日程が決まり次第、経産省のホームページでお知らせ

をいたします。

○若尾座長

それでは、これをもちまして、本日の第5回ワーキンググループを閉会といたします。 本日はご多忙のところ長時間にわたり熱心にご議論いただきまして、まことにありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

一了一